



ドライバーの皆さんへ

横断歩道通過時是要注意！！

～道路横断中の高齢歩行者がはねられる～

平成25年11月12日（火）午後5時32分ころ、美祢市の国道上で、道路を横断中の歩行者（80歳代女性）が、直進中の普通乗用車にはねられた後、後続の別の普通乗用車にひかれ、歩行者が亡くなる交通事故が発生しました。

事故現場には、横断歩道が設置されていました。

ドライバーの方は、前方に横断歩道を認めるときは、以下のことに注意しましょう。



横断歩道上の安全を確保しよう！

- ◆「横断者がいるかもしれない」と歩行者の存在を予測する！
- ◆横断しようとする歩行者がいる場合、確実に停止し、先に歩行者を横断させる！
- ◆とっさの事態に備え、安全速度で走行する！

～道路交通法第38条 第1項～

＜横断歩道等における歩行者等の優先＞

●車両等は、横断歩道等に接近する場合、その横断歩道等の直前（停止線の直前）で停止できるような速度で進行しなければならない。

※横断歩道等を通る際に、その進路の前方を横断しようとする歩行者等がないことが明らかなる場合を除く。

●車両等は、その進路の前方の横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者があるときは、その横断歩道等の前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないようにしなければならない。

◇マークの先には、横断歩道があります。

